



労働社会保険制度をめぐる法改正、人事労務管理のトレンドを正射必中します

【特集】被扶養者認定基準の見直し

4月より厚生労働省は健康保険の被扶養者における認定基準の一部を見直しました。新年度は、家族の扶養の異動が頻繁に行われる季節でもあります。あらたな認定基準を確認して被扶養者の加入や脱退を適切に管理しましょう。

被扶養者の認定基準の改正内容

【年間収入基準（130万円未満）の見直し】

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none">過去の収入現在の収入将来の収入の見込み	今後1年間の収入の見込みにより判定
	労働条件通知書等の労働契約の内容が確認できる書類から判定

【労働契約時の年間収入の確認】

- 労働契約書（労働条件通知書）に記載されている賃金を年収見込み額に換算して判定
- 労働契約時点では見込みがたい**時間外労働に対する賃金等（臨時収入）**については除いて判定
- 被扶養者の認定日が、令和8年4月1日以降の場合に適用

【こんな場合は？】

- 労働契約書等がない場合や、シフト制など労働契約書等から年間収入が判断できない場合
⇒会社が発行する給与明細書や課税（非課税）証明書などで確認（従来どおり）
- 給与以外の収入がある場合
⇒給与収入とそれ以外の収入（年金等）を合算して判定

！ ここがポイント

● 残業代の増加で収入基準を超過した場合

当初想定していなかった残業代等の増加によって年間収入が130万円以上になった場合、本来であれば被扶養者の認定が取り消されることとなりますが、社会通念上妥当な範囲にとどまる場合や一時的なものによる場合は、被扶養者の資格を継続できる取り扱いがあります。

被扶養者認定の適否は、原則毎年1回行います。そこで恒常的な残業代が発生していると判定された場合、認定削除の扱いとなりますが、遡及取消ではなく適否の確認を行った日の削除となります。

労務Room Q & A

Q

収入が給与収入だけであることを証明するための必要な書類はありますか？

A

収入が給与収入だけである場合、健康保険の被扶養者異動届の「扶養に関する申立書」欄に認定対象者本人が記載する方法や、任意書式の申立書などを添付して「給与収入のみである」ことを申し立てることとされています。

課税（非課税）証明書は過去の収入を証明する書類であるため、この場合用いることができません。

攻める図書館、守る司書

ゴールデンウィーク明けから夏の繁忙期までの期間、事務所の業務は端境期になります。自分としては読書の季節です。本の検索や購入もインターネットが主流となった当世ですが、書店や図書館をあてどなくブラブラするのが気分転換になります。興味もなかった本を手に取り、少しめくってみたら妙に惹かれて購入してしまう。想定外の邂逅があるのはネットでは味わいにくい醍醐味です。

町の本屋が減っていくように図書館も受難の季節を永らく過ごしています。そんな逆風下でも、最近新たなチャレンジをしている、“攻める”図書館もあるようです。

図書館というより観光地として有名になった「石川県立図書館」。図書館は静かにするところ、という既成概念を外して“にぎやかな図書館”を標榜する「岐阜メディアコスモス」。「読書を愛するまち」を宣言した東京都荒川区には、45万冊の蔵書量を誇る「ゆいの森あらかわ」があります。

地元の図書館でも企画展的な特設コーナーを設けたり、図書館名のロゴが入ったブックカバーを作成したり、と来館者を飽きさせない懸命のリピーター活動を続けています。

図書館の砦を守るのは、司書をはじめとしたスタッフの方々でしょう。膨大な本の管理業務に加えて、新刊本の発注作業や延滞者への対応等……。

できる応援は借り続けることだけですので週末にまた図書館へ繰り出します。



【魚くん探知記】 今月の一尾

魷・笠子 : かさご

俳句の世界では春か夏の季語のようですが、食べる季節は冬から春が良いとされています。

ヒレやエラに毒があり、毒性が微弱とするものから猛毒だとするものもあり、諸説紛々です。

煮つけや唐揚げなど火を通す料理が良いとされる一方、刺身が美味しいという人もいます。

口先だけで実行力のない人を「磯のカサゴは口ばかり」と揶揄する諺があります。縁起の悪い魚かと思いきや、見た目の武骨さから端午の節句の祝魚とされた歴史もあります。

何ともつかみどころのない魚です。正体を見極めるには、やはり**カサゴ喰らわんか**（カサブランカ）してみるほかないでしょう。



【一劇必撮】 今月の一枚



亀戸天神・藤まつり

発行

Mikura Labor & Social Security Attorney Office

みくら社会保険労務士事務所

〒151-0053

東京都渋谷区代々木1-30-14

天翔代々木ANNEXビルB1F

TEL : 03-3370-3733

FAX : 03-6300-4740

URL : <https://www.mikura-sr.com>



mobile
website

個人情報の保護に敏感です



SRP II 認証事務所



SECURITY ACTION
自己宣言者



電子申請・情報セキュリティ
宣言事務所